

○ 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条（略） 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 商品関連市場デリバティブ取引 法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。 二 商品 法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。 三 十二（略） （業務方法書の記載事項） 第十七条 法第五十六条の七第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三（略） 四 市場デリバティブ取引（商品関連市場デリバティブ取引を除く。）について金融商品債務引受業を行う場合にあつては、取引証拠金に関する事項 五（略） 六 商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う場合にあつては、次に掲げる事項	（定義） 第一条（略） 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （新設） （新設） 一 十（略） （業務方法書の記載事項） 第十七条 法第五十六条の七第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三（略） 四 市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う場合にあっては、取引証拠金に関する事項 五（略） （新設）

イ 取引証拠金に関する事項	ロ 商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項（受渡しの決済のために預託される金銭、有価証券その他の財産に関する事項を含む。）